

2021年(令和3年)6月22日

介護保険施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

高齢者施設入所者等に係る新型コロナウイルスワクチン接種について(通知)(その3)

高齢者施設に入所している高齢者への接種については、令和3年5月10日付け発出の「高齢者施設入所者等に係る新型コロナウイルスワクチン接種について(通知)(その2)」により、詳細を周知させていただいたところです。

また、令和3年4月30日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室から「新型コロナウイルスワクチンの高齢者向け接種の前倒しについて」が発出され、高齢者向け接種2回目の終了時期を7月末へ前倒しするよう要請されています。本市においても、65歳以上の高齢者の7月末までの接種完了を目指しているところです。

このことに関し、65～79歳の方の接種券の一斉発送の時期、個別接種の開始時期が前倒しになっていることや、皆様から数多くお問い合わせいただいていることについてまとめましたので、あわせて通知いたします。

なお、これは現段階の本市の考え方であり、今後の状況に応じて変更があり得ることを御承知おきください。

今後とも、高齢者施設におけるワクチン接種が円滑に進められるよう、御協力をお願いいたします。

〈送付物〉

- ・本紙「高齢者施設入所者等に係る新型コロナウイルスワクチン接種について(通知)(その3)」
- ・別添 Excel ファイル「接種状況に関する報告書(修正版)」

〈この通知の対象施設〉

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス

1 通知の変更点について

おおまかな変更点は次のとおりです。

・65～79歳の方の接種券の発送	:	6月10日 ⇒ 6月9日(水)までに到着
・65～79歳の方の個別接種開始日	:	6月10日 ⇒ 6月8日(火)
・施設内接種における入所(居)者のリストを提出し ていただく場合の基準日	:	6月27日 ⇒ 6月20日(日)

詳細は、別紙「高齢者施設におけるワクチン接種の概要(改正)」を御参照ください。変更点を赤字で記載しています。

2 ショートステイの長期継続利用者、小規模多機能の長期連泊利用者等について

特養等本体施設の併設(空床)ショートステイの長期継続利用者、有料老人ホーム等の併設小規模多機能の長期連泊利用者等「事実上、施設内で接種するしか選択肢がない方」を本体施設の入所(居)

者に含むことができますが、単独ショートステイの長期継続利用者や、単独小規模多機能の長期連泊利用者等は対象外です。

また、併設（空床）ショートステイの従事者や、併設小規模多機能の従事者については、本体施設の入所（居）者に直接接する従事者であれば、接種の対象となります。ショートステイ、小規模多機能の利用者にのみ接する従事者は対象外です。

※療養ショートステイ、複合型サービスも同様です。

3 「接種状況に関する報告書」について

施設内接種が行われた場合は、様式を用いて接種状況を報告していただくようお願いしているところですが、施設内接種が予定されているにも関わらず、報告書の提出がされていないように見受けられる施設があります。報告書を提出していない施設は、今からでも提出をお願いします。

報告書に関して、お問い合わせが多く寄せられていることについてまとめましたので、参考にしてください。

Q 1. どういったときに報告書の提出が必要なのか？

A 1. 基本的には、本通知の対象施設の入所（居）者（ショートステイの長期継続利用者、小規模の長期連泊利用者等を含む）、従事者が、施設内接種を受けた場合は報告が必要です。お問い合わせの多い事例は以下のとおりです。

＜報告書の提出が必要な場合＞

- ・自身がサテライト型接種施設である高齢者施設において、施設内接種を行った場合
- ・サテライト型接種施設である他的高齢者施設の配置医等の往診により、高齢者施設で接種を行った場合
- ・併設病院の医師等の往診により、高齢者施設で接種を行った場合
- ・協力病院等の医師の助言等により、入所（居）者、従事者が医療機関に赴いて接種を受けた場合

※介護医療院、介護療養型医療施設において、自医療機関の医師等による入所者への接種が行われた場合も、報告書の提出が必要です。従事者については、医療従事者としてではなく介護保険施設の従事者として接種を受けた場合は、報告書の提出が必要です。

＜報告書の提出が不要な場合＞

- ・かかりつけ医等による個別接種（高齢者施設に往診にくる場合を除く。）
- ・集団接種会場での接種
- ・本通知の対象外施設において、配置医・協力医等による接種が行われた場合（特養等本体施設の入所者とみなす併設ショートステイの長期継続利用者等を除く）

Q 2. 提出期限は接種当日の16時までとあるが、接種の終了時刻が提出期限を過ぎてしまう場合や、接種日が土日・祝日である場合はどうしたらよいか？

A 2. 介護保険課のFAX機は、閉庁時間・閉庁日も稼働しておりますので、接種終了後できる限り速やかにFAXにて提出してください。

Q 3. 接種券発行のためのリストを提出した人についてのみ、報告書を提出すればよいのか？

A 3. A 1 の報告書の提出が不要な場合以外は、基本的には報告書の提出が必要です。接種予定者リストを提出した人についてのみ、接種状況を報告する必要があるというものではありません。

報告書について、記載誤りと思われる箇所について確認のためにお電話をかけさせていただくことが多く、皆様にも御負担をかける状況となっております。記載誤りが多く見受けられる箇所について、以下のとおり御留意ください。

FAXにより送信してください。送付状は不要です。
 送信先: 福山市 介護保険課 084-928-1732

【高齢者施設におけるワクチンの接種状況に関する報告書】

※この報告書は、接種日ごとに毎日
 例えば、1回目の接種を三日に分
 ※接種は1人に対して2回行われま
 てください。
 ※施設外接種の状況については、報告する必要はありません。

1. 貴施設について、記入してください。

事業所番号	
事業所・施設等名	
サービス種別	
御担当者名	
電話番号	

2. 今回の報告に係る接種実施医療機関

接種実施医療機関	
接種日	

3. 報告日時点において、1回目の接種を受けていない人(未接種者)の数を、記入してください。

入所者	人	従事者	人
-----	---	-----	---

※ 接種対象外の方は除きます。

4. 接種者数について、下表に記入してください。

	入所者		従事者	
	1回目	2回目	1回目	2回目
今回の接種者数(人)				
これまでの接種者数の累計(人)※				

※ 入所者、従事者それぞれの1回の累計を記載してください。1回数の欄に「0」を記入してください。

前回接種日のままの場合が多く見受けられます。提出前に今一度御確認ください。

その日に接種を行った人数を記入している場合が多く見受けられます。報告日時点における未接種者数を記入してください。
 ※入院中等の方は除いてください。
 ※接種を希望していない方、持病等により接種が受けられていない方を含めてください。

前回接種日のままの場合が多く見受けられます。提出前に今一度御確認ください。

これまでに報告した1回目、2回目の入所者、従事者のそれぞれの合計人数を記入してください。

また、5月10日に送付した通知に添付のExcelファイル「接種状況に関する報告書」中「3 今回の報告日時点において、1回目の接種を受けていない人の数を、記入してください。」の「※2」が従事者の注意書きになっておりましたが、これは誤りです。本通知の別添Excelファイル「接種状況に関する報告書(修正版)」のとおり修正しましたが、報告していただく内容に変更はありません。

記載例についても修正しております。Excelファイル「接種状況に関する報告書(修正版)」の「記載例」のシートを御確認ください。

4 接種対象の入所(居)者について(再周知)

一般のワクチン接種は、65歳以上の方(生年月日が1957年(昭和32年)4月1日以前の方)が対象です。

64歳以下の方(2号被保険者やH番の被保険者)の接種時期は、現時点では未定です。

5 65歳以上の従事者の接種券付き予診票について

65歳以上の方の個別接種が6月8日から開始されたことに伴い、今後は、住民票所在地が福山市内であって、かつ65歳以上の従事者の方は、施設内接種においても、住民票所在地に送付された接種券を使って接種を受けてください。

すでに65歳以上の市内従事者を含めたリストを提出している施設については、原則、そのまま接種券付き予診票が発行されますが、使用せず破棄していただくようお願いします。

住民票所在地が福山市以外の65歳以上の従事者については、当該住民票所在市区町村が発行する接種券を使用してください。住民票所在市区町村がまだ接種券を発行していない場合は、接種券付き予診票を発行します。

6 従事者のリスト入力時及び提出時の留意点について

①ファイル名

「【施設名】高齢者施設等接種予定者リスト_従事者」の【施設名】の部分、貴施設の名称に修正して提出してください。

②接種者氏名欄

住民票に記載通りの氏名で入力してください。特に、外国籍の方について、カタカナで入力されている事例が多く見受けられます。住民票に記載されている氏名は、アルファベット氏名又は漢字氏名等になると思われますので、提出前によく御確認ください。

③生年月日欄

住民票所在地が市内の65歳以上の従事者の方が、施設内で接種を受ける場合は、住民票所在地に届く接種券を使用して接種を受けてください。接種券付き予診票を発行する必要はありませんので、リストへの入力は不要です。

現在64歳であっても、令和3年度中に65歳（2022年（令和4年）3月31日時点の満年齢が65歳）を迎える従事者で、住民票所在地が市内の方は、リストへの入力不要です。

④所属機関

接種券付き予診票に印字されますので、必ず入力してください。

※その他の項目についても正しく入力されているかどうか、提出前に今一度御確認ください。

⑤USB又はCD-ROM等へのデータ保存

提出していただいたUSB等のデータを確認させていただく際、データが読み取れない事例が起きています。原因は不明ですが、USBではなくCD-ROMにデータを取り込んで提出し直してもらえると、読み取れる場合があります。

提出前に、データを作成したパソコン端末等とは違う端末で、データが読み取れるか御確認ください。

7 接種予定者の追加について

リストを提出した後に、新規入所（居）者や新規採用従事者等のリストを追加で提出される場合があります。施設内接種の対象であれば、リストを提出していただいてから出来るだけ速やかに接種券等を追加で発行しておりますが、このことについて、提出時のお願いがあります。

接種予定者の追加の際は、すでに提出済みのリストの下部に付け足すのではなく、追加の方のみのエクセルファイルで提出してください。ファイル名を「追加【施設名】高齢者施設等接種予定者リスト_入所者（従事者）」としていただくと幸いです。

また、短い期間内に追加のリストを複数回提出されることがあります。接種券等発行作業や発送のスケジュール等に影響しますので、接種予定者の追加はできるだけまとめて提出していただきますよう、お願いします。

高齢者施設におけるワクチン接種の概要

1 接種順位

本市における新型コロナワクチンの接種の開始順位は、次のとおりです。

1. 医療従事者等

2. 高齢者施設等入所者

3. 80歳以上の高齢者

4. 65～79歳の高齢者

5. 高齢者施設等の従事者、基礎疾患のある人

※高齢者施設等の従事者については、施設入所者と同時に接種することが効率的であること等の一定の要件を満たす施設は「2. 高齢者施設等入所者」と同時に接種することが可。

6. 上記以外の人

※年齢は2022年(令和4年)3月末時点

※接種順位の「5」や「6」の接種券の発送時期及び接種の開始時期については、現時点では未定です。そのため、64歳以下の高齢者施設等の入所者は、今般の接種の対象外です。

※本市HP「新型コロナワクチン接種について」にも掲載されております。

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hokenyobo/214090.html>

※高齢者施設入所者を含む高齢者の接種については、現段階では、概ね9月末7月末に接種を終了することを目指しています。(この目標は変更の可能性があります。)



2 接種方法

高齢者施設における接種の方法は、大きく分けて2つあります。

①施設内接種 (詳細は2ページ以降に記載)

高齢者施設に入所(居)されている方については、自身や家族・介護者等の支援による、集団接種会場や接種実施医療機関での接種が困難なことが想定されるため、施設内で接種を受けることができます。

具体的な方法は次のとおりです。

- A 高齢者施設自身が「サテライト型接種施設」^{*1}となり、入所者等に対して接種を行う
- B 協力医療機関やその他の接種実施医療機関の巡回による施設内接種

②施設外接種 (詳細は9ページ以降に記載)

自身や家族・介護者等の支援によって、集団接種会場や接種実施医療機関での接種が可能な方は、次の方法で接種を受けることができます。

- C 集団接種^{*2}会場での接種
- D かかりつけ医等の接種実施医療機関による個別接種^{*3}

各施設における接種可能な方法は、下表のとおりです。

	方法A	方法B	方法C	方法D
介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設	○	○	○	○
その他の施設	—	○	○	○

※ 1 サテライト型接種施設…医療の提供を行う介護保険施設においては、市町村と予防接種の実施に係る集合契約を締結した場合は、「サテライト型接種施設」として接種を実施することが可能です。サテライト型接種施設になることを希望される場合は、本市保健予防課新型コロナウイルスワクチン接種実施本部に御連絡ください。電話番号等は本紙末尾に記載しております。

※ 2 集 団 接 種 …市が設置する会場での接種となります。会場やスケジュールは本市HP「新型コロナワクチン接種について」を御確認ください。

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hokenyobo/214090.html>



※ 3 個 別 接 種 …市内医療機関での接種となります。

厚労省HP「コロナワクチンナビ」から、接種を受けることができる医療機関の予約状況を確認し、電話などで予約してください。

<https://v-sys.mhlw.go.jp/search/list.html?id=342076&availableOnly=on&generalPracticeOnly=on&keyword=&vaccineMaker=pf&page=1>



3 福山市内の接種実施医療機関一覧

別添「接種実施医療機関一覧」を参照してください。(現段階のものであり、今後追加の可能性があります。)

HPや広報紙への公表を希望されない医療機関がありますので、高齢者施設入所者等の接種に関わる用件のみに活用いただくこととし、取扱いには御注意ください。

施設内接種について

ここでは、自身や家族・介護者等の支援による、集団接種会場や接種実施医療機関での接種（施設外接種）が困難なため、施設内接種を要する方の接種の流れ等について御説明します。施設外での接種が可能な方の接種の流れ等については、9ページ「施設外接種について」を御参照ください。

■ 施設内接種の概要

4 本市における高齢者向け接種の開始時期について

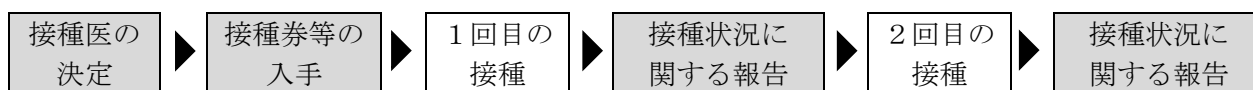
高齢者施設入所(居)者等の接種については、一部の高齢者施設で4月26日から開始しています。

※「高齢者施設等に係る新型コロナウイルスワクチンの接種予定者数等について(照会)」の調査結果を基に、嘱託医・協力医として関わりがある高齢者施設を多く抱える医療機関と個別に調整を行い、一部の高齢者施設で先行的に接種を開始しています。

※接種実施医療機関との調整により、接種券(80歳以上は5月10日に一斉発送、65歳から79歳は6月10日に一斉発送6月9日までに到着)が届くよりも前に接種が可能な施設については、先行して接種を行っていただけます。詳細は「8 入所(居)者の接種券」の6月27日20日までに施設内接種が可能な場合を御参照ください。

5 接種までの流れ (概要)

接種は2回行われます。施設内接種における、接種までのおおまかな流れは次のとおりです。



接種医の決定

- ・施設自身がサテライト型接種施設となつて接種を行う場合、協力医療機関等の接種実施医療機関の巡回等により接種を受ける場合は、そのまま調整を進めてください。
- ・接種医療機関が未定の場合は、別添 PDF ファイル「接種実施医療機関一覧」を参照いただき、医療機関との折衝を行ってください。
- ・厚労省HP「コロナワクチンナビ」からも接種を受けることができる医療機関を検索できます。

<https://v->

[sys.mhlw.go.jp/search/list.html?id=342076&availableOnly=on&generalPracticeOnly=on&keyword=&vaccineMaker=pf&page=1](https://v-sys.mhlw.go.jp/search/list.html?id=342076&availableOnly=on&generalPracticeOnly=on&keyword=&vaccineMaker=pf&page=1)

※医療機関との折衝を行ったうえで、接種医が確保できなかった場合は、新型コロナウイルスワクチン接種実施本部へ相談してください。電話番号は、本紙末尾に記載しております。(6月8日に個別接種が始まるため、当面は、接種実施医療機関は、自院での接種又は関わりのある高齢者施設での接種を進めていくことが考えられ、接種実施まで時間を要することが想定されます。)

※ワクチンを無駄なく効率的に使用するため、原則1施設1医療機関としてください。



接種券等の入手

ワクチンの接種を受けるには、接種券が必要です。

詳細は、「8 入所(居)者の接種券」及び「9 従事者の接種券付き予診票」を御参照ください。

接種状況に関する報告書

高齢者施設におけるワクチン接種が円滑に進められることを目的に、接種状況を把握するため、報告書の提出をお願いいたします。詳細は、「13 接種状況に関する報告について」を御参照ください。

6 対象者

① 65歳以上の入所(居)者

- ・現在64歳であっても、令和3年度中に65歳(2022年(令和4年)3月31日時点の満年齢が65歳)を迎える方は対象です。
- ・特養併設・空床利用ショートステイの長期継続利用者など、「事実上、施設内で接種するしか選択肢がない方」を入所者に含むことができます。

② 利用者に直接接する従事者

- ・施設内において、入所者と同じタイミングで接種する場合、対象となります。
- ・接種日において雇用されている従事者が対象です。
- ・2回目の接種が終了するまで従事している人が対象となります。(2回目の接種時までには退職予定の従事者は対象となりません。)

- ・勤務時間数や雇用形態は問いません。
 - ・次の従事者についても、利用者に直接接する業務を行う場合は、接種の対象となります。
 - 併設ショートやデイがメインの職員であっても、特養部分を兼務しており、特養入所者の介護を行っているもの
 - 通常入所(居)者の介助をしない事務職員であっても、個別面談を行うもの
 - 送迎を行う委託の運転手であっても、乗り降りの介助をするもの
 - ・「同一建物内に従事している」、「あいさつを交わす」等は、「直接接する従事者」とは想定されません。
- ※上記を参考に、「直接接する従事者」かどうか御判断ください。
- ※高齢者と高齢者施設の従事者の接種順位は異なっていますが、施設内のクラスター対策の推進のため、入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないとされています。

※外国籍の方であっても、日本国内のいずれかの市町に住民票がある方は接種対象です。

7 本人同意

ワクチン接種は、接種を希望する本人の同意が必要です。接種の際に記入いただく予診票及びワクチン説明書を別添 PDF ファイルにて送付していますので、これらを参考に入所(居)者の同意を得る準備を進めてください。

家族等の協力で本人の同意を得た場合、後日トラブルにならないよう、いつ、どのような続柄の御家族の協力で同意を得たか、記録を残しておくことが望ましいと考えます。

また、病気や重いアレルギー症状の有無、服用している薬等について確認しておいてください。

予診票の被接種者自署欄に本人が自署できない場合は、代筆することができます。代筆は、御家族でなくとも、高齢者施設の職員等の方でもしていただけます。

代筆する場合は、被接種者の名前、代筆者の名前、被接種者との続柄を記入してください。

予診票の被接種者自署欄左横にある日付については、記入日にかまいません。

(予診票の被接種者自署欄を代筆した場合の記入例)

被接種者自署 福山 太郎 代筆者 府中 花子 続柄 入所施設の施設長

※接種は、一人ひとりが接種を受けるかどうかを決定するという考え方に基づくことに留意してください。施設等において一律に従事者等に接種を義務付けたり、強制することはしないでください。

※従事者については、別途、接種券付き予診票を送付します。別添 PDF ファイル「予診票(入所者用)」は入所者のみ使用してください。

予診票の様式は、本市HP「高齢者施設入所者等に係る新型コロナウイルスワクチン接種についての通知(2021/4/23 発出)」にも掲載しております。

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/223492.html>



■ 接種券等について

ワクチンの接種を受けるには、接種券が必要です。「1 接種順位」にあるとおり、国の示す接種順位に応じて、接種券が発送されます。

8 入所（居）者の接種券

発送時期

80歳以上の方の接種券発送日：5月10日（月）

65～79歳の方の接種券発送日：~~6月10日（木）~~ 6月9日（水）までに到着

送付先

送付先は、当該入所（居）者の住民票所在地です。接種日までに自宅等に届いた接種券を入手してください。

住民票所在地が福山市外の方

住民票所在地が福山市外の方については、当該市区町村が接種券を発行します。接種日までに自宅等に届いた接種券を入手してください。

発行の時期等は市区町村によって異なります。発送日及び発送日前の発行等については、住民票所在市区町村にお問い合わせください。

6月27日20日までに施設内接種が可能な場合

基本的には、一斉送付される接種券を使って接種を受けていただきますが、協力医療機関等との調整により、接種券が届くよりも前に施設内接種が可能な施設については、接種券を個別に作成するため、接種予定者リストを提出していただく必要があります。

	80歳以上の 入所（居）者	65～79歳の 入所（居）者	従事者（特例）
1回目の接種が 5月30日までに 可能な場合	リストの提出が必要	リストの提出が必要	リストの提出が必要
1回目の接種が 5月31日～6月27日 20日の間に可能な場合	リストの提出不要 (住民票所在地に送付された 接種券を入手する必要あり)	リストの提出が必要	リストの提出が必要
1回目の接種が 6月28日21日 以降の場合	リストの提出不要 (住民票所在地に送付された 接種券を入手する必要あり)	リストの提出不要 (住民票所在地に送付された 接種券を入手する必要あり)	リストの提出が必要

※上表の日付については、5月10日、6月~~10日~~9日までに一斉送付される接種券の郵送にかかる期間と、施設が住民票所在地に届いた接種券を家族等から入手するまでの日数を加味したものです。

※高齢者施設の従事者については、「9 従事者の接種券付き予診票」を御参照ください。

< 6月27日20日までに接種が可能な場合の接種券の入手手順 >

高齢者施設	福山市
①協力医療機関等との調整により、6月27日20日までに接種できることが決定 ②高齢者施設は、接種予定日をおおむね4週間前までに介護保険課に連絡 ④高齢者施設は、接種日のおおむね3週間前までに、「11 リストの入力」により作成したリストを、「12 リストの提出」にある方法で介護保険課へ提出	③介護保険課は、接種券が届いていないことが想定される方のリストを提出していただくよう、高齢者施設に依頼 ⑤介護保険課は提出されたリストに基づき、接種券を発行、接種日までに施設に送付

※6月27日20日までに接種が可能な場合は、必ず介護保険課へ御連絡ください！

※接種券の発行作業には日数を要します。御連絡なしにリストを提出されても、接種日までに接種券を発行できない場合があります。

※この手順により接種券を発行する場合の送付先は、高齢者施設の所在地です。

※「13 接種状況に関する報告について」及び「14 一斉送付される接種券の破棄等について」についても、御確認ください。

※6月28日21日以降に接種を予定している施設は、必ず住民票所在地に送付される接種券を使って接種を受けてください。リストの提出は不要です。

9 従事者の接種券付き予診票

入所者と同じタイミングで接種を受ける場合は、従事者に対して、福山市が接種券付き予診票を個別に発行します。施設内接種を要する人がいない高齢者施設の従事者については、今般の接種の対象外です。

従事者の接種券の発送時期等については未定のため、従事者のリストは、接種日に関わらず(6月28日21日以降も)提出が必要です。「8 入所(居)者の接種券」の6月27日20日までに接種が可能な場合の表を御参照ください。

ただし、住民票所在地が福山市内の65歳以上の従事者については、住民票所在地に送付された接種券を使用するため、リストの提出は不要です。

送付先

接種券付き予診票の送付先は、従事する高齢者施設の所在地です。

住民票所在地が福山市外の従事者

従事者の接種券付き予診票については、当該従事者の住民票所在地によらず、従事する高齢者施設の所在市区町村が発行します。よって、福山市内の高齢者施設の従事者の接種券付き予診票について

は、すべて福山市が発行します。

ただし、住民票所在地が福山市外の65歳以上の従事者については、当該住民票所在市区町村がまだ接種券を発行していない場合のみ、リストに含めて提出してください。

また、施設内接種の場合は、住所地外接種届は不要です。

<従事者の接種券付き予診票の入手手順>

高齢者施設	福山市
①協力医療機関等との調整により、接種予定日が決定 ②高齢者施設は、接種予定日をおおむね4週間前までに介護保険課に連絡 ④高齢者施設は、接種日のおおむね3週間前までに、「1.1 リストの入力」により作成したリストを、「1.2 リストの提出」にある方法で介護保険課へ提出	③介護保険課は、従事者のリストを提出していただくよう、高齢者施設に依頼 ⑤ワクチン接種実施本部は、提出されたリストに基づき、接種券付き予診票を発行、接種日までに施設に送付

※接種券付き予診票の発行作業には日数を要します。御連絡なしにリストを提出されても、接種日までに接種券付き予診票を発行できない場合があります。

※「1.3 接種状況に関する報告について」及び「1.4 一斉送付される接種券の破棄等について」についても、御確認ください。

1.0 従事者の接種記録書

- ・接種券付き予診票を用いて接種を行う場合、接種日等を記録するために接種記録書が使用されます。
- ・接種を受けた者は、2回目の接種の際に接種記録書を接種医等に提示し、接種医は、接種記録書により1回目の接種日時やワクチンの種類を確認します。
- ・接種記録書は接種券付き予診票とともに送付しますが、別添 PDF ファイル「新型コロナワクチン接種記録書（従事者用）」を使用いただいてもかまいません。
- ・接種記録書は回収されません。2回目の接種の際必要になりますので、提示後は返却を受けてください。
- ・接種記録書中「氏名」、「住所」、「生年月日」欄については、接種を受ける者が記入します。御記入の上、接種の際に御持参ください。

■ 接種予定者リストについて

1.1 リストの入力

- ・「8 入所（居）者の接種券」の「6月27日20日までに接種が可能な場合」にあてはまる場合で、住民票所在地が福山市内の入所（居）者については、別添 Excel ファイル「【施設名】高齢者施設等接種予定者リスト_入所者」に入力してください。

(別紙) 高齢者施設におけるワクチン接種の概要 (改正)

- ・従事者については、住民票所在地が市内・市外に関わらず、別添 Excel ファイル「【施設名】高齢者施設等接種予定者リスト_従事者」に入力してください。
- ・ファイル名中【施設名】の部分、貴施設の名称にして提出してください。
- ・記載例を作成しています。それぞれの Excel ファイルの「記載例」のシートを御参照ください。

※入力いただいた内容に誤りがある場合、確認を要するため接種券の発行が遅れます。誤りが無いようお願いします。

※同一の人が重複してリストに載っていないことや、すでに接種済の人がいないことを確認してください。

1.2 リストの提出

別添の Excel データに入力の上、USBメモリ又はCD-ROM等の外部電磁的記録媒体に保存し、介護保険課まで郵送又は御持参ください。提出先住所等は、別紙末尾に記載しております。

※個人情報が含まれるため、FAX及び電子メールによる提出はできません。

※外部電磁的記録媒体による提出が難しい場合は、介護保険課へ御連絡ください。

※ファイル名中【施設名】の部分、貴施設の名称にして提出してください。

1.3 接種状況に関する報告について

- ・施設内接種を行う日は毎日、別添 Excel ファイル「接種状況に関する報告書 (修正版)」により、介護保険課へ接種状況を報告してください。提出期限は、接種日の16時までとします。
- ・施設内接種が行われない日は、報告書を提出する必要はありません。また、施設外接種について報告する必要はありません。
- ・記載例を作成しています。Excel ファイルの「記載例」のシートを御参照ください。

1.4 一斉送付される接種券の破棄等について

「7 入所(居)者の接種券」の「6月27日20日までに施設内接種が可能な場合」にあるとおり、提出されたリストに基づいて、市から高齢者施設の所在地へ接種券を送付する場合、重複して住民票所在地に接種券が届くことになります。

住民票所在地に送付された入所者の接種券については、可能な限り施設において回収していただき、適切に破棄していただくようお願いいたします。回収・破棄の状況について、市へ報告していただく必要はありません。

従事者の接種券については、重複して住民票所在地に送付されることが想定されますが、適切に破棄していただければ、必ずしも施設において回収していただく必要はありません。

施設外接種について

ここでは、自身や家族・介護者等の支援によって、集団接種会場や接種実施医療機関での接種（施設外接種）が可能な方の接種の流れ等について御説明します。

■ 施設外接種の概要

1.5 本市における高齢者向け接種の開始時期について

80歳以上の方	接種券発送	5月10日(月)
	予約受付開始	5月10日(月)
	集団接種開始	5月22日(土)
	個別接種開始	6月8日(火)
65～79歳の方	接種券発送	6月10日(木) 6月9日(水)までに到着
	予約受付開始	6月10日(木)
	集団接種開始	6月10日(木)
	個別接種開始	6月10日(木) 8日(火)

(2021年4月5日現在)

1.6 対象者

65歳以上の高齢者が対象です。現在64歳であっても、令和3年度中に65歳(2022年(令和4年)3月31日時点の満年齢が65歳)を迎える方は対象です。

対象者には接種券が送付されます。発送の時期は前項を御参照ください。

※外国籍の方であっても、日本国内のいずれかの市町に住民票がある方は接種対象です。

※従事者について、高齢者と同じタイミングで接種が受けられるのは、施設内接種の場合のみです。

1.7 接種日当日に必要なもの

- ・接種券
- ・本人確認物(免許証, 保険証等)

1.8 入所(居)者の接種券

発送時期及び送付先については、「8 入所(居)者の接種券」を御参照ください。

住民票所在地が福山市外の方

住民票所在地が福山市外の方については、当該市区町村が接種券を発行します。接種日までに自宅等に届いた接種券を入手してください。

発行の時期等は市区町村によって異なります。発送日等については、住民票所在市区町村にお問い合わせください。

住民票所在地が福山市外の方が、福山市において集団接種や個別接種を受ける場合は、次のものがが必要です。

- ・住民票所在市区町村が発行する接種券
- ・福山市が発行する住所地外接種届出済証
- ・本人確認物 (免許証, 保険証等)

住所地外接種届出済証を入手するには, 住所地外接種届を福山市に提出する必要があります。詳細は, 福山市HP「住民票所在地以外でのワクチン接種について」を参照してください。

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hokenyobo/222861.html>

施設内接種の場合は, 住所地外接種届は不要です。



19 ワクチン接種の予約方法

集団接種

集団接種会場で接種を受ける場合は, 予約が必要です。予約方法は次のいずれかです。

※予約開始は5月10日からです。

- ①パソコンやスマートフォンから予約する

<https://fukuyama-corona.jp/>

- ②電話で予約する

0570-015673

(8時30分～17時15分 ※土・日曜日, 祝日を含む)



個別接種

厚労省HP「コロナワクチンナビ」や広報「ふくやま」6月号から, 接種を受けることができる医療機関を確認し, 電話などで予約してください。

<厚労省HP コロナワクチンナビ>

<https://v->

[sys.mhlw.go.jp/search/list.html?id=342076&availableOnly=on&generalPracticeOnly=on&keyword=&vaccineMaker=pf&page=1](https://v-sys.mhlw.go.jp/search/list.html?id=342076&availableOnly=on&generalPracticeOnly=on&keyword=&vaccineMaker=pf&page=1)



<電子版広報ふくやま掲載ページ>

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/koho/>

※6月広報は6月1日に発行されます。



その他

20 関係リンク先

①本市HP「新型コロナワクチン接種について」

本市のワクチン接種体制を御確認されたい場合はこちら

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hokenyobo/214090.html>



②厚労省HP「新型コロナワクチンについて」

国の情報を確認されたい場合はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html



③厚労省HP「コロナワクチンナビ」

<https://v-sys.mhlw.go.jp/>



④本市HP「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症ワクチン接種関係」

介護保険課からの通知等を確認されたい場合はこちら

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/216234.html>



21 お問い合わせ先

介護保険課 事業者指導担当	TEL：084-928-1232 〒720-8501 福山市東桜町3番5号
保健予防課 新型コロナウイルスワクチン接種実施本部	TEL：084-928-1287 担当者：内田，洲澤，岡崎

相談窓口

名称	相談内容	電話番号
福山市新型コロナウイルスワクチンに関するコールセンター	ワクチン接種会場や開始時期など一般的なお問い合わせ	0570-015673 ※8時30分～17時15分 (土・日曜日，祝日を含む)
広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター	ワクチンの副反応や接種効果など専門的なお問い合わせ	082-513-2847 ※24時間 (土・日曜日，祝日を含む)